

[事案 20-33] 災害死亡保険金支払請求

- ・平成 20 年 9 月 16 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 12 月 16 日 裁定終了

< 事案の概要 >

息子(当時 20 代)が電車に轢かれ死亡したにもかかわらず、「重大な過失」に該当する等の理由で災害死亡保険金が支払われないことを不満として、申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

息子が昨年 10 月の早朝、電車に轢かれ死亡した。保険会社に保険金を請求したところ普通死亡保険金は支払われたが、線路内に立ち上がったことが重過失に当たる等の理由で災害死亡保険金が不支払いになった。

発生当日の状況、事故発生場所の状況から、偶然に発生した事故と考えており、息子は故意に線路内に入ったのではなく、暗闇の中、田舎道で道を間違えて誤って線路内に迷い込んだものである。線路内に入った事実だけで、「重過失」との保険会社の判断は余りにも飛躍しすぎている。

また、保険会社が判断基準としている事実確認の結果は、事実とは程遠い内容となっており納得出来るものではないので、災害死亡保険金(50 万円)を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、本件は約款にもとづき、災害死亡保険金の支払対象とはならないので、申立人の請求には応ずることは出来ない。

- (1) 事故現場は、JR の軌道敷地内であるが、南側に侵入防止用フェンスがあり、北側は用水路と農地となっており、道路から何の違和感もなく到達できる場所ではないと思われる。被保険者が実際にどのような経路で事故現場に到達したかは不明であるが、軌道敷地内であることは十分に認識出来たはずであり、事故現場にいたという事実をもって、約款に定める「重大な過失」に該当すると言える。

< 参考 >

「重大な過失」とは、通常の過失に対して、行為者の注意義務に違反した程度が著しい場合を言う。

- (2) 災害死亡保険金の支払事由は、「被保険者が不慮の事故を直接の原因として死亡したこと」であり、「不慮の事故」とは「思いがけない災難、災厄または予期あるいは意図されなかった事故」と考えられ、その構成要件は、約款別表にて「急激性」「偶発性」「外来性」と規程されている。軌道敷地内に立ち入り、列車に轢かれた被保険者の行為は、不慮の事故の要素である『偶発的(偶然性)なものであること』には、該当しない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社より提出された書類等により審理した結果、以下のとおり本件申立てには理由がないので、生命保険相談所規程第 40 条により裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 被保険者は、飲酒して JR の軌道敷地内に入り込み、早朝踏み切りから 134 メートル先の軌道敷地内で、電車に轢過され死亡したが、状況から見て自殺や事件の可能性

はなく、線路上に寝ていたところを轢過された可能性が高い。また、事故現場に至った経路は不明であるが、周囲の状況から考え、踏み切りから軌道敷地内に侵入し歩いて事故現場に至った可能性が高いように思われる。

- (2) 鉄道の軌道敷地内に侵入する行為は、生命・身体に対する危険性が極めて高い行為であることは、大人であれば誰でも分かることであり、一般人としてはそのような行為をしないように注意しなければならないことは当然である。

本件事故現場は、周囲の状況から考え、踏み切りから軌道敷地内に侵入し歩いて事故現場に至る以外には、侵入が困難な場所であり、その困難を乗り越えて（踏み切り以外の場所から）事故現場に侵入したとすれば、それは「故意」という他はない。

また、うっかりと踏み切りから軌道敷地内に侵入したとしても、134メートルも歩行しながら、自分が軌道敷地内に居ることに気づかなかつたとすれば、「重大な過失」があると言わざるを得ない。

- (3) 事故当時、被保険者が泥酔状態により、いわゆる事理弁識能力（自分の行為の是非善悪を理解できる能力）を喪失していたとしても、約款に定める災害死亡保険金を支払わない「被保険者の泥酔の状態を原因とする事故」に当たることは、明らかである。